

指定申請について

(1) 指定の意義

刈谷市内において地域密着型サービス（介護予防も含む。）、介護予防支援、居宅介護支援及び総合事業の事業を行うには、介護保険法に基づく刈谷市長の指定を受ける必要があります。

(2) 指定要件

- ・ 申請者が法人（その役員のうち暴力団員等であるものを除く）であること
- ・ 従業者の人員及び設備の基準を満たすこと
- ・ 役員等が欠格事由に該当しないこと
- ・ 事業予定地、建物で実施したい事業の展開が関係法令上可能であること

(3) 指定基準

指定基準は、「刈谷市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」で規定されていますので、ご確認ください。

(4) 指定の有効期間

指定の有効期間は、6年間です。

それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。なお、基準に従って適切な運営がされない場合や、過去に指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。

(5) 指定方法

申請による指定を行うサービス	公募指定を行うサービス
夜間対応型訪問介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護(*)
地域密着型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
居宅介護支援	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
総合事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(*)
	看護小規模多機能型居宅介護(*)

(*)申請による指定も認められる場合があります。

※公募の有無については、お問い合わせください。

(6) 指定のスケジュール

指定月の前々月の末日まで	1 事前相談
	<ul style="list-style-type: none">・事業者からの指定基準等に関する質問に対する応答・図面相談（建物新築、改修にあたって建築図面で確認）
	2 申請
前月	<ul style="list-style-type: none">・申請書類のチェック※申請時点で、必要な人員が確保できていること、基準に適合した建物設備等が確保されていること。
	3 受理
指定月	<ul style="list-style-type: none">・月の末日締切。末日が閉庁日の場合は直前の開庁日。
	4 審査
	<ul style="list-style-type: none">・申請書類を再確認（必要に応じて補正）・現地確認
指定月	5 指定に関する意見聴取
	<ul style="list-style-type: none">・指定について審議会に諮る。
指定月	6 指定
	<ul style="list-style-type: none">・指定通知書の送付・公示